府令・省令

内閣府令、総務省令、法務省令、外務省令、財務省令、文部科学省令、厚生労働省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令、原子力規制委員会規則、防衛省令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及び関係行政機関が所管する関係法令を実施するため、関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
原子力規制委員会委員長　更田　豊志
防衛大臣　河野　太郎

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第二条関係） 一～二の二　［略］ 二の三　内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省 三～九十三　［略］	**別表**（第二条関係） 一～二の二　［略］ ［新設］ 三～九十三　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令厚生労働省令第五号

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行に伴い、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　加藤　勝信

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（裏面）中「第二十七条　内閣総理大臣」を「第六十一条　内閣総理大臣」に、「第二十九条　本邦」を「第六十三条　本邦」に、「第二十六条第二項から第七項まで」を「第四十三条第二項から第七項まで」に、「第二十七条の」を「第六十一条の」に、「食品について準用する。」を「食品について、それぞれ準用する。」に、「第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項」を「同条第一項」に、「「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」を「「貯蔵施設」に、「第三十二条」を「第六十六条」に、「第二十九条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、「食品を除く。）について準用する。」の下に「（第四項　略）」を加え、「第三十五条」を「第六十九条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。